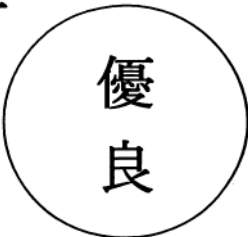




特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 福岡県久留米市津福本町2300番地10
氏名 株式会社フチガミ
代表取締役 瀧上 明彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成28年 5月16日
許可の有効期限 平成35年 3月24日

1. 事業の範囲

| 事業区分 | 収集運搬業（積替及び保管を含まない） |
|------------------------------|---|
| 取り扱う 特別管理 産業廃棄 物の種類 | 鉍さい（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については、別紙参照。） |
| | ばいじん（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については、別紙参照。） |
| | 燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については、別紙参照。） |
| | 汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については、別紙参照。） |
| | 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については別紙参照。） |
| | 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については別紙参照。） |
| | 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については別紙参照。） |
| | 13号廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については、別紙参照。） |
| | 感染性産業廃棄物 |
| | 廃石綿等 以下余白 |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 無 (裏面に続く。)

3 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成6年3月25日付けで新規許可
- (2) 平成11年2月25日付けで更新許可
- (3) 平成13年1月12日付けの変更届出により名称変更（旧名称：株式会社瀧上商会）
- (4) 平成16年3月12日付けで更新許可
- (5) 平成17年4月11日付けで事業範囲変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として、「鉍さい」「ばいじん」「燃え殻」「13号廃棄物」「廃石綿等」及び「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「汚泥」の特定有害産業廃棄物の種類を追加。）
- (6) 平成21年3月30日付けで更新許可
- (7) 平成22年4月19日付けの変更届出により住所変更（旧住所：福岡県久留米市梅満町1645番地の8）
- (8) 平成23年10月20日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (9) 平成24年3月22日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：瀧上 健敏）
- (10) 平成28年5月16日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。



特定有害産業廃棄物の種類



| 有害物質 | 鉍 さい | ば い じん | 燃 え 殻 | 汚 泥 | 廃 油 | 廃 酸 | 廃 アル カリ | 13 号 廃 棄 物 |
|----------------------|---------|--------------|-------------|--------|--------|--------|---------------|------------------------|
| 水銀又はその化合物 | ○ | ○ | / | ○ | / | ○ | ○ | ○ |
| カドミウム又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | ○ |
| 鉛又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | ○ |
| 有機燐化合物 | / | / | / | ○ | / | ○ | ○ | ○ |
| 六価クロム化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | ○ |
| 砒素又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | ○ |
| シアン化合物 | / | / | / | ○ | / | ○ | ○ | ○ |
| トリクロロエチレン | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| テトラクロロエチレン | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| ジクロロメタン | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| 四塩化炭素 | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| 1, 2 - ジクロロエタン | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| 1, 1 - ジクロロエチレン | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| シス - 1, 2 - ジクロロエチレン | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| 1, 1, 1 - トリクロロエタン | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| 1, 1, 2 - トリクロロエタン | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| 1, 3 - ジクロロプロペン | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| チウラム | / | / | / | ○ | / | ○ | ○ | / |
| シマジン | / | / | / | ○ | / | ○ | ○ | / |
| チオベンカルブ | / | / | / | ○ | / | ○ | ○ | / |
| ベンゼン | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| セレン又はその化合物 | / | ○ | / | ○ | / | ○ | ○ | / |
| 1, 4 - ジオキサン | / | / | / | / | / | / | / | / |
| ダイオキシン類 | / | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | / |

* 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。

